

保安管理業務講習 受講規約

日本エネルギー管理センター株式会社

2024年8月30日制定

第1条（総則）

保安管理業務講習受講規約（以下当規約という）は、日本エネルギー管理センター株式会社（以下弊社という）が、平成15年経済産業省告示二百四十九号（以下告示という）第一条第一項第四号に規定する講習（以下保安管理業務講習という）を、主任技術者制度の解釈及び運用（以下解釈及び運用という）の定めに従い、保安管理業務講習の受講を希望する者に対して実施にあたっての諸条件を定めるものです。

2.保安管理業務講習の実施に関して、当規約に定めのない事項については弊社が別途定める「保安管理業務講習実施要領」の定めによるものとします。

第2条（受講者の募集）

弊社は、経済産業省産業保安グループ電力安全課の確認を予め受けた上で、保安管理業務講習の日程、開催場所に加えて当規約、受講申込みフォームを弊社ウェブサイトに掲載します。

第 3 条 (受講申込み)

受講希望者は当規約に同意の上、弊社ウェブサイトのお申込みフォームより申込みを行うものとします。

申込み後弊社より送付するメールに返信する形で、期限までに電気主任技術者免状の写しを添えて提出を行うものとします。

2. 本講習の受講申込者に対し、所属等によって受講の許諾を判断することなく公正に取扱います。但し、定員に達した場合は、お断りさせていただくことがあります。

第 4 条 (受講料)

弊社は次に定める受講料を申し受けます。

第三種電気主任技術者の免状を有している方……………121,000 円(税込)

第二種電気主任技術者の免状を有している方……………108,000 円(税込)

受講申込みにてテキスト購入をご希望された場合

テキスト「電気管理技術者必携 第 9 版」……………6,270 円 (税込)

テキスト「自家用電気工作物保安全管理規程」……………5,720 円 (税込)

JEAC8021-2023 JESCE0021(2023)

2. 申込み受付後、受講料をご請求させていただきます。お申込み時のご登録メールアドレス宛に受講料のお支払い方法をご連絡いたします。支払期日は受講料のお支払い方法をメールでご案内した日より原則 1 週間となります。支払期日までに指定口座へ受講料を振り込むかクレジットカードでの決済手続きをするも

のとします。なお、振込み手数料は受講希望者の負担とします。

3.支払期日までに受講料の入金が確認できない場合は、お申込みがなかったものとして取り扱いたします。

第5条（受講にあたっての注意事項）

受講に際しては受講日ごと保安管理業務講習の開始前に、氏名、住所、生年月日等の記載がある顔写真付きの公的な身分証明書をご提示いただくことで本人確認を行います。

その際、身分証明書の写しを頂戴する場合があります。なお本人確認の身分証明書の例は次の通りです。

- (1) マイナンバーカード
- (2) 運転免許証
- (3) 第一電気工事士免状等

2.講習当日に身分証明書をお忘れの場合は、本人確認時に顔写真を撮影し、保安管理業務講習最終日より7日以内に、身分証明書の写しを送付いただきます。本人確認ができない限り、保安管理業務講習を修了できません。

3.各日10分以上の遅刻、早退があった場合には、欠席として未受講の扱いとなります。

4.保安管理業務講習の録画や録音は固く禁じております。

5.保安管理業務講習で使用する教材（テキスト、保安管理業務講習にあたって配布された一切の資料）

について、受講者本人の保安管理業務講習の目的外での使用又は複製を禁じます。

第6条（講師の選定）

講師は電気主任技術者免状の交付を受けている者であって、事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安監督に係る業務に従事した期間が、告示第一条第一項第一号から第四号のいずれかに該当するものを選任します。

第7条（保安管理業務講習の中止・キャンセル）

大規模災害など不測の事態が発生し、保安管理業務講習の開催が著しく困難だと弊社が判断した場合には本講習を中止することがあります。

2.次の事由により受講及び修了できなかった場合について、受講料の返金はいたしかねます。

- ①受講者の本人確認ができなかった場合
- ②全部又は一部科目を欠席した場合
- ③その他、受講者による不備、不正その他受講者の責めに帰すべき事由により受講できなかった場合

3.受講者からのキャンセルの申し出があった場合は次の通りとします。

- ①入金前の場合は、受講料の請求を取り下げます。
- ②受講料お支払い後のキャンセルのお申し出は次の通りとします

なお、振込み手数料は受講希望者の負担とします。

・講習開催 14 日前 17:00 までのご連絡・・・ 受講料の 90%をご返金

・講習開催 14 日前 17:00 以降～7 日前 17：00 までのご連絡・・・受講料の 50%をご返金

・講習開催 7 日前 17:00 以降～当日までのご連絡・・・ご返金はいたしません。

第 8 条（修了証の発行について）

保安管理業務講習終了後に受講者に対して、内規に定められた保安管理業務講習修了証を発行します。修了証のお渡しは保安管理業務講習受講終了後となります。

第 9 条（修了証の再発行について）

以下の事由により修了証の再発行の申請があった場合は、受講終了後 5 年以内に限り再発行します。

・紛失した場合

・破損した場合

2.再発行には再発行手数料として修了証 1 通につき、3,300 円（税込）を申し受けます。

第 10 条（受講記録の保管）

保安管理業務講習後 5 年間、保安管理業務講習に係る記録を保管します。

第 11 条（受講結果の報告）

弊社は解釈及び運用の定めに従い、経済産業省産業保安グループ電力安全課に、受講者の氏名、生年月日、住所、電気主任技術者の免状の種類と番号、受講者の区分、講習実施機関、受講科目の講習形式、修了日を実施結果報告書及び修了者名簿として報告提出するものとし、受講者はこれに同意します。

第 12 条（個人情報の取り扱い）

弊社は保安管理業務講習に係る個人情報を保安管理業務講習及び経済産業省産業保安グループ電力安全課への報告以外の用途には使用しません。

第 13 条（反社会的勢力の排除）

受講希望者は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと、および反社会的勢力と次の各号のいずれかに定める関係を有しないことを表明・確約する。

- ①反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
- ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- ③自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力を利用していると認められる関係
- ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係
- ⑤その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2.受講希望者は、自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに定める行為を行わないことを表明・確約する。

①暴力的な要求行為

②法的な責任を超えた不当な要求行為

③取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④風説を流布し、偽計または威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3.受講希望者は、将来にわたり前二項に該当しないことを表明・確約する。

4.受講希望者は、自己が反社会的勢力から不当要求または業務妨害等の不当介入を受けた場

合は、これを拒否し、不当介入があった時点で、すみやかに不当介入の事実を弊社に報

告し、弊社の捜査機関への通報に必要な協力を行うものとする。

第 14 条（当規約の変更）

当規約は、民法第 5 4 8 条の 4 の規定に基づいて、変更されることがあります。この場合、変更後の当規

約は、変更前より受講を申し込んでいる受講者に対しても適用されるものとし、受講者に適用される条件

等は、次項に基づきお知らせする変更の日から、変更後の当規約によるものとします。

2.当規約を変更しようとする場合、弊社は電磁的方法（受講者に電子メールを送付する方法または弊社

のウェブサイトに掲載する方法等）その他弊社が適切と認める方法により、変更日及び変更内容を受講

者へ報知します。

第 15 条（協議）

当規約に定めのない事項に関して生じた疑義については、弊社とお客さまとで誠意をもって協議のうえ、決定するものとします。

第 16 条（準拠及び管轄）

当規約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。当規約に起因又は関連して生じる一切の紛争については東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

当規約は 2024 年 8 月 30 日より適用します。